

審査促進等実行委員会報告について（大意）

第1 任務・検討経過

1 実行委員会の任務は、①「審査業務改善等フォローアップ小委員会報告で示された具体的課題の検討」、②「労働組合法改正への対応」である。

また、任務のうち、フォローアップ小委員会報告で示された具体的課題の検討については、実務第一と実務第二の2つの作業部会を設置し、分担して検討を進めていくこととされた。

2 実行委員会は、平成16年4月から検討を開始し、同年9月に中間報告を取りまとめた。

中間報告では、「労働組合法改正への対応」として、「労委規則の改正について」検討結果が取りまとめられ、全労委総会で説明が行われた。そして、中労委では、この検討結果も踏まえて規則改正を行い、本年1月1日から施行されているところである。

また、中間報告では、フォローアップ小委員会報告で示された具体的課題の検討のうち、「審査計画のモデルの作成」及び「公益委員の研修」についても中間的取りまとめが行われ、この中間的取りまとめを踏まえて、平成16年度公益委員研修が中労委会館で実施されている。

3 中間報告の取りまとめ後両作業部会で更に検討が進められ、平成17年6月20日の実行委員会第5回会合において、両作業部会からフォローアップ小委員会報告で示された具体的課題の検討結果について報告が行われ、実行委員会としての取りまとめが行われたものである。

第2 実務第一作業部会の検討結果

1 審査計画のモデルの検討

審査計画として3つのタイプのモデルを示した中間的取りまとめ後、モデルを基に各労委の取組みが進んだが、改正労組法及び労委規則の施行後も中間的取りまとめを大きく改めるべき事情は生じていないとしている。そこで、最終報告は中間的取りまとめの内容を大筋維持し、審査計画のモデルについても中間的取りまとめと同じ内容としている。

また、今後の課題として、審査計画の運用手続上の問題点の継続的な検討や運用状況のフォローアップの必要性等を指摘している。

2 申立書のモデルの検討

申立書モデルの意義として、①申立人の便宜に資すること、②申立内容が整理されること、③争点整理の迅速化・的確化に資することを挙げ、具体的なモデル作成の基本方針として、作成要領と記載例の両者を満足させる内容のものとすること、当面、各労委がリーフレット、インターネット等により周知啓発を行う際に活用することができるものとすることとしている。この基本方針を基に、申立書モデルとして、記載例及び作成要領が一体となったモデルを示している。

なお、不当労働行為の主要な類型ごとに要件事実を類型化・定型化することについては、望ましいこととしつつも、申立書モデルとして適切な記載例を作成し、順次記載例の数を増やしていくというアプローチもあるのではないかとしている。

3 標準的な審査実務資料の作成

標準的な審査実務資料の作成については、改正労組法、政令等の成立が施行日直前にずれ込んだことから、各労委の事務手続が未だ固まったものとなっていない等の事情があり、作業部会では作業の着手に至らなかつたとしている。

しかしながら、標準的な審査実務資料の必要性については変わるものではないことから、今後、改正労組法の実務が一定程度固定・定着し、実務的な問題点がある程度明確になった時点で、改めて作成作業に着手することが適當であるとしている。

4 公益委員の研修

公益委員の研修については、平成16年度研修の実施結果も踏まえ、平成17年度以降の実施要綱及び実施細目を示している。その内容は中間報告の内容をおおむね踏襲しているが、カリキュラム、実施時期の弾力的運用に含みを持たせたものとなっている。また、実施に当たっての留意点として、分科会制採用の当否や、講師・チューター役の確保についても触れている。

第3 実務第二作業部会の検討結果

1 和解ノウハウの強化のための支援に関する検討

和解ノウハウの強化のための支援として、「和解事例集」のほか、和解技法についての手引である「和解の進め方」を取りまとめている。

和解事例集は、全国の労働委員会から提供を受けた140件の事例を編集、作成している。将来の事例の追加を想定して、差し替えが自由にできるようバインダー綴じを採用し、また、任意の検索・分析等が迅速・簡便にできるようCDによるデータ表を添付している。

「和解の進め方」は、和解成立のための条件及び和解作業に当たっての留意点・ポイントを中心に構成し、和解事例集の事例を引用することにより実践に役立つものとなるよう作成している。

2 労使委員・職員の研修

労使委員・職員の研修については、多くの労委で、特に研修テキスト・教材の選択・活用方法等について課題を抱えている現状にすることから、研修テキスト・教材の作成について、基本的な枠組みを提案している。

具体的には、研修教材は、不当労働行為の類型別の事例を基にして、演習に使えるような実務的・実践的なものとすること、検討・作成に当たっては別途「教材作成チーム（仮称）」により行うべきこと等である。